

○須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例

(令和5年2月28日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する規定)

第2条 職員の給与については、[須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年須坂市条例第27号）](#)の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例の廃止)

第2条 須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例（昭和60年条例1号）は、廃止する。